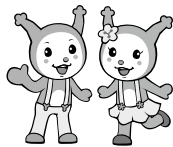


# 吉野川市ウォーキングマップをご存じですか

吉野川市食生活改善推進協議会がウォーキングマップを作成しています。  
生活習慣病の予防や健康づくりにぜひ活用してください。



## <コースについて>

体力にあわせて距離を選べるように、吉野川市内各地にコースがあります。  
今月は美郷地区です。

## <コースの見所>

### 川のせせらぎコース

美郷全体がほたるおよびその発生地として、1970年に国の天然記念物に指定されました。情報ライブラリー、ほたと映像シアター、川をとりまく生き物と人々の暮らしなど様々な情報がここに集められました。「美郷ほたる館」は野外植物館美郷の玄関口です。

### 七福神めぐりコース

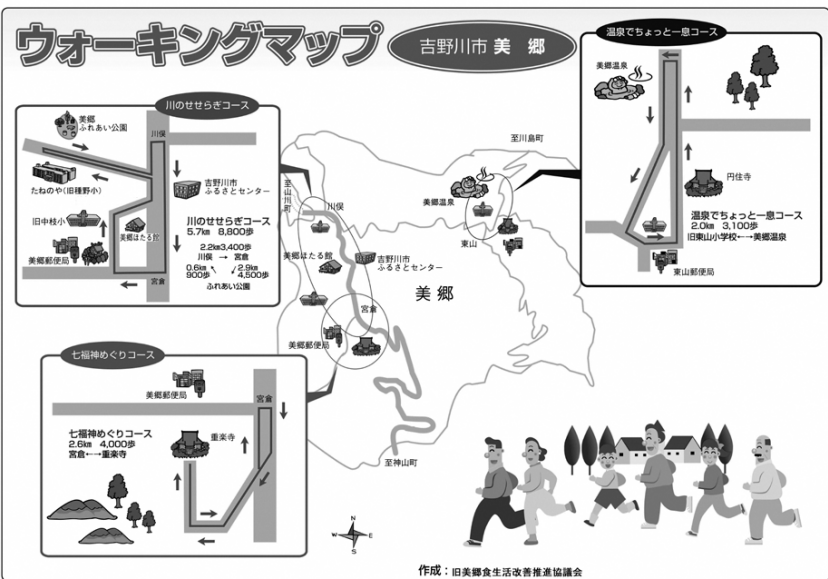
天正7年(1579年)土佐の長宗我部元親の戦火により寺が焼失しましたが、寛永年間(1642年)開山、10ヶ寺を合流し、重楽寺を創設しました。本尊聖観世音菩薩は平安末期の作で、約800年ほど前の仏像です。山内には七福神の諸堂が立ち並び、春には見事なしだれ桜が咲き誇ります。

### 温泉でちょっと一息コース

美郷の梅は、国営パイロット事業によって造成された梅園を中心として、ほぼ全域において栽培されています。早春に咲きみだれる梅花は見事で、花の香りがたぐいやす。

## ウォーキングマップ

吉野川市 美郷



作成：旧美郷食生活改善推進協議会

## ■ 注意事項

- ・体調に留意し、無理のない範囲でチャレンジしてください。
- ・私有地には立ち入らないようにしてください。
- ・時期や天候により路面状況はかわりますので、危険と思われる箇所は避けてください。
- ・交通ルールを守り、路上駐車や危険な横断はしないでください。

●問い合わせ・申し込み 健康推進課 ☎22-2268 FAX22-2245

教えて!!

# 吉野川市第2次人権施策推進計画

## ハラスメント

ハラスメントには、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどさまざまな種類があり、行う側の意識の有無は関係なく、たとえ本人にそのつもりがない場合でも相手を不快にさせる行為、尊厳を傷付ける行為、不利益を与える行為などはハラスメントに該当します。ハラスメントに関する行政への相談件数が年々増加していることを受けて「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)」が改正され、新たにパワハラ防止に関する規定を新設して2020(令2)年に施行されました。また、同時期に「男女雇用機会均等法」と「育児・介護休業法」も改正され、セクハラやマタハラなどの防止対策について、事業主は雇用管理上講ずべき措置(方針の明確化と周知啓発、相談体制の整備、ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応など)が義務化されました。ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷付ける社

会的に許されない行為であり、働く人が能力を発揮することの妨げにもなり、事業所にとって職場秩序の乱れや業務への支障につながり、社会的評価に悪影響を与えかねない問題です。

ハラスメントの解消には被害者と加害者の双方の意識改革が必要で、被害者側は仕方のないことと思いつもり、職場関係を壊したくないからと我慢したりするのではなく、深刻化・常習化する前に事業所や組織、自治体に設置されている相談窓口へ相談すること、また、誰もが加害者になる可能性があることから、全ての人がハラスメントに関する正しい知識を身に付けることが大切です。

さらに、ハラスメントはストレスの多い職場で多く発生することから、長時間労働の是正や働き方の見直しを行うなどの労働環境の見直しを図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進し、誰もが働きやすい職場環境となるよう整備することも重要となります。

誰もが被害者にも加害者にもならないために、ハラスメントは許されない行為であるということが社会の通常の認識となるよう引き続き啓発活動に取り組みます。

## 第11回 人権の花咲くまちクイズ

問題 次の2つのハラスメントは、何ハラスメントかお答えください。

- ①職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格もしくは尊厳を害し、または職員の勤務環境を害することとなるようなものをいうこと。
- ②他の者を不快にさせる職場における性的な言動および職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいうこと。

●2つとも正解者の中から抽選で5名の方に、記念品を進呈します。

- ・応募方法：はがき、メール、ファックスのいずれかに、郵便番号、住所、氏名、電話番号とクイズの答えを記入の上、人権課まで送付してください。
- ・応募先：〒776-8611 吉野川市人権課まで
- ・締切日：4月11日(火)(消印有効) E-mail: jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

●問い合わせ 人権課 ☎22-2229 FAX22-2260

### 人権とぴくす

### 川島地区人権教育推進協議会(学島小学校)における人権教育の取組

GIGAスクール構想の推進により、授業や家庭学習などにおいてタブレットを活用するために、情報活用能力や情報モラルを身に付けることが、これからの時代に生きる子どもたちにとって、必要不可欠です。家庭でも個人のスマートフォンやタブレット、通信のできるゲーム機などを扱う機会が増え、ゲームやSNS上のトラブルが原因となり、実際の人間関係や家庭での生活にも問題が生じていることから、家庭と連携・協力を図りながら情報モラル教育を推進することが重要だと考えています。

そこで、学島小学校では、5・6年生児童と保護者を対象に、「ネット・ゲーム依存」や「SNS上のトラブル」に関する人権教育講演会を行いました。徳島県人権教育指導員である湯浅眞典さんによる講演や具体的な事例などから、ネット上では、顔と顔を合わせたコミュニケーション

では起こらないようなトラブルが起これば、ネットやゲームに依存することで生じる不利益などについて学びました。そして、スマホ時代の生きる今だからこそ、相手の気持ちを考えることや、自分や他人の個人情報を守るなど、相手の権利を侵害しないことなどの大切さを理解することができました。子どもたちは、ネットを活用するにあたり、被害者にも加害者にもならないために、自分のことを大切にすると同時に、相手のことも大事にすることを心がけていきたいとの思いを強めることができました。ネット上の書き込みやコミュニケーションの特性を理解し、他人との関わり方を大切にするなど、相手への影響を考えて行動することなどについて親子で学ぶよい機会となりました。

人権課

問い合わせ

☎22-2229

FAX22-2260